

令和元年9月2日

廃プラスチック類処理相談窓口を開設

廃プラスチック類の処理でお困りや相談事はありませんか？

国内における製造業を始めとする事業活動で生じた廃プラスチック類は、従来から国内処理のみに留まらず、その一部は海外にも輸出されてきました。しかし、近年、中華人民共和国等の外国政府の輸入禁止措置などの影響により、国内の廃プラスチック類が増大し、産業廃棄物処理施設が逼迫するとともに、不法投棄等の不適正処理が発生することが強く懸念されています。

そのような中、環境省から、一般廃棄物処理施設を保有する市町村に対し、家庭ごみ等一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲で、必要な間、廃プラスチック類の受け入れ、処理することについて積極的に検討するよう要請がありました。

亀山市は、総合環境センターごみ溶融処理施設の稼働以来、市内事業所様から排出される産業廃棄物を許可制により受け入れてきたところですが、今般の状況を踏まえ、より積極的な対応を行ってまいりたく、市内事業所様の意向を把握するため、「廃プラスチック類処理相談窓口」を下記のとおり開設しました。

産業廃棄物収集運搬業者利用の有無に関わらず、廃プラスチック類の処理にお困りや懸念されることがございましたら、お気軽にご相談ください。

開設期間：令和元年9月2日～当分の期間

開設場所：亀山市総合環境センター 4階事務室

開設時間：月曜日から金曜日（8：30～12：00、13：00～17：15）

ただし、祝日及び年末年始を除く。

問い合わせ先：亀山市 生活文化部 環境課 廃棄物対策グループ

事業活動に伴い発生する廃棄物

事業活動に伴い発生する廃棄物には、産業廃棄物と事業系一般廃棄物とがあり、いずれの廃棄物も排出者が適正に処理しなければなりません。産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で20種の廃棄物を「産業廃棄物」と定め、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物と定めています。

産業廃棄物には、あらゆる事業活動で発生した廃棄物（廃プラスチック類、金属くずなど）のほか、特定業種の事業活動に伴い発生した廃棄物（紙くず、木くずなど）があります。

産業廃棄物の受入れ・処理について

亀山市総合環境センターでは、事業活動に伴い発生する事業系ごみについて、事業系一般廃棄物に加えて、併せて処理可能な産業廃棄物も受入れ、適正に処理を行っています。是非、ご利用ください。

手続きの方法

- 「産業廃棄物許可申請書」を提出し、「産業廃棄物処理許可証」の交付を受けてください。
許可を受けた後でないと、産業廃棄物の搬入はできません。
「産業廃棄物許可申請書」は、ホームページからダウンロードできます。

留意事項

- ・産業廃棄物を自社運搬する場合があります。
- ・産業廃棄物搬入時には、「産業廃棄物処理許可証」を必ず、ご持参ください。
- ・処理できるごみの種類、量は、限られていますので、申請書提出時に確認します。
- ・許可証の即日交付はできません。
- ・許可証の有効期限は許可日から当該年度の3月31日までです。
(年度更新が必要となります。)
- ・ごみの種類や量によっては、受入れ・処理できない場合もあります。

亀山市総合環境センターで受入れ・処理が可能な産業廃棄物の例

廃プラスチック類	プラスチック容器、PPバンド、発泡スチロール、合成繊維など
金属屑	缶類、机、椅子、ロッカー、棚、家電製品など
ガラスくず、陶磁器くず	びん類、ガラスくず、食器類など
ゴムくず	天然ゴムくずなど
木くず	貨物の流通に使用したパレット、リース事業者から排出される家具など 木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの
紙くず	多量の油、塗料等が付着した紙・新聞・段ボールなど 紙又は紙加工品製造業、出版業、製本業、印刷物加工業などに係るもの
繊維くず	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず

蛍光灯など水銀を含む産業廃棄物は受け入れできません。
大きさや1回の搬入量などの条件を付すことがあります。

産業廃棄物処理施設使用料 10 kgにつき 370 円(令和元年 10 月 1 日以降 380 円となります。)

亀山市 生活文化部 環境課 廃棄物対策グループ (総合環境センター内)

〒519-0166 亀山市布気町442 TEL 82-8081 FAX 82-4435
e-mail: haikibutu@city.kameyama.mie.jp HP: http://www.kameyama-eco.jp/